

昭島市民総合交流拠点施設ネーミングライツ・パートナー募集要項

昭 島 市

令和7年7月

昭島市では、昭島市民総合交流拠点施設におけるネーミングライツの導入に関し、命名権者（以下、ネーミングライツ・パートナーという。）を以下のとおり募集します。なお、この募集要項に定めるもののほか、昭島市におけるネーミングライツの付与については、昭島市ネーミングライツの付与に関する指針（平成25年8月13日実施）に定めるとおりとします。

1 募集目的

昭島市では、新たな財源を確保することにより、昭島市民総合交流拠点施設の持続可能な管理運営につなげ、市民サービスの向上を図ることを目的として、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

2 対象施設

（1）施設概要（別紙「設計概要」参照）

名称	昭島市民総合交流拠点施設
所在地	昭島市玉川町四丁目9番22号
竣工日	令和7年8月29日（予定）
開館日	令和7年12月1日（予定）
構造	鉄筋コンクリート造（地上3階）、一部鉄骨造及び基礎免震構造
建築面積	905.16m ²
延床面積	2066.71m ²

（2）主な施設内容

1階	管理室、東部出張所（市支所）、図書館東部分館、東部地域包括支援センター、カフェ、活動室（●）、キッズコーナー（●）
2階	201会議室（○）、202会議室（○）、203会議室（○）、商工会、勤労市民共済会、防災倉庫、テレワークベース（○）、学習スペース（●）
3階	3階会議室（○）、キッチン（○）、ギャラリー回廊（○）
外構	第一駐車場（有料）、バイク置き場、駐輪場
その他	第二駐車場（有料、施設から徒歩4分程度）

※（○）は有料で貸出する施設、（●）はフリースペース

（3）施設利用者数の想定

別表のとおり

3 募集概要

(1) 募集内容等

施設全体に付す愛称とします。愛称は企業名や商品名などを冠したもので、公共施設にふさわしく、市民に親しみをもってもらえるものとします。

ただし、市民公募により決定した愛称「イーストテラス(EAST TERRACE)」を使用した愛称を提案してください。

【例】「●●●イーストテラス」、「イーストテラス●●●」

(2) 愛称の取扱い

- ① 命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、昭島市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではありません。
- ② 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称の変更はできません。また、昭島市の愛称の使用に関しては、括弧書き等で条例上の名称を併記させていただくことがあります。

(3) 命名権料及びネーミングライツの付与の期間

- ① 命名権料は、年額 120 万円以上（取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。
- ② ネーミングライツの付与の期間は、5 年以上とします。ただし、年単位で提案してください。
- ③ 上記の金額及び期間は、昭島市が希望する金額及び期間です。提案においては、これらの金額及び期間については相談に応じます。なお、選考の際には応募の内容を評価し、選考します。
- ④ 命名権料の支払いは、原則として 1 年間の金額の先払いとします。年度ごとに納入することとし、1 年に満たない場合には月割計算とする。

(4) 愛称の使用開始時期

- ① 愛称の使用期間は、原則として令和 7 年 12 月 1 日から開始するものとします。ただし、特段の理由がある場合は、協議により、これ以外の始期を設定できるものとします。なお、いずれの場合においても、ネーミングライツ・パートナーと昭島市の協定において、その始期と終期を明示します。
- ② 昭島市民総合交流拠点施設での愛称等の掲示については、協定を締結した後、施設管理者と協議し、事前に準備することができます。
- ③ 昭島市公式ホームページや広報紙などにおいては、愛称の使用期間の始期から愛称を使用するように努めます。ただし、愛称やネーミングライツ・パートナーの決定などについては、事前に周知できるものとします。

(5) ロゴ及びシンボルマーク

愛称にあわせ、ロゴやシンボルマークを使用する場合は、提案書にその旨を明記してください。使用については、ネーミングライツに関する優先交渉者となった際に、

使用の範囲等について調整し、協定に明記することとします。

(6) 命名権料以外の費用負担区分

命名権料以外の費用負担区分については、次の表のとおりとします。

摘要	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地・建物における現状の看板・サイン表示の変更		○
敷地・建物における看板・サイン表示の新設		○ ※1
市が管理する周辺道路標識、サイン表示の変更		○ ※2
協定期間終了後の原状回復		○ ※3
協定解除後の原状回復		○ ※4
市のホームページ、パンフレット、印刷物	○	

※1 関連する費用も含めてネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

※2 道路標識等は主管課との調整によります。また、テープでの修正など簡易な修正については、ネーミングライツ・パートナーとの調整により、市が実施します。

※3 ネーミングライツ・パートナーが設置又は変更したものに限ります。

※4 市と協議の上、※2に掲げる事項に加え、原状回復する部分を決定します。

(7) その他

① 愛称は1団体1案としてください。

② ネーミングライツの付与の範囲など詳細については、ネーミングライツに関する優先交渉権者の選定後において、市と協議の上、決定します。

なお、この協議においては、愛称についても調整をお願いする場合があります。

③ 提案の内容によっては、希望に添えない場合もあります。

④ 施設等への新たな看板の掲示は、東京都屋外広告物条例の対象となり、手続が必要となる場合があります。この場合において、必要な手続は、ネーミングライツ・パートナーが実施するものとします。

⑤ 命名権等の付与は、施設等の所有権、経営権などには影響を与えません。また、命名権等を、第三者に譲渡又は貸与することはできません

4 応募資格

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する団体とします。ただし、政治団体、宗教団体及び市議会議員又は市長、副市長若しくは教育長にあるものが役員を務める団体並びに次に定める事業者を除きます。なお、優先交渉権者の決定後、協定の締結までの間に当該優先交渉権者が本事業の事業者となることが不適当と認められる事象等が明らかとなった場合には、優先交渉権者としての資格を取り消すことがあります。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 市から指名停止を受けている期間中の者又は市から不利益処分を受けている者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続を受けている者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- (6) 法人又は代表者、役員若しくは使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団若しくは暴力団員である者又はそれらの利益となる活動を行う者
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売業又は業務提供誘因販売業を業として営む者。ただし、主として通信販売を業として営む者で、同法第 30 条に規定する法人を除く。
- (8) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業を営む者
- (9) その他、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市長が認める者

5 応募方法

(1) 募集要項等の配布

募集要項等については、次のとおりで配布します。なお、昭島市公式ホームページからのダウンロードも可能です。

① 配布日時

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 25 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

② 配布場所

昭島市役所 5 階 企画部市民総合交流拠点施設建設担当

(2) 質問受付と回答

応募に関する質問がある方は、「【様式 1】質問書」により、下記の期間に企画部市民総合交流拠点施設建設担当に電子メールで提出してください。電子メールを送信した際は、受信確認の電話連絡を行ってください。

※ メールアドレス及び電話番号は「10 問い合わせ先」参照

① 質問受付期限

令和 7 年 7 月 10 日（木）午後 5 時まで

② 回答方法

令和 7 年 7 月 17 日（木）までに質問書を送付した電子メールに返信して回答するほか、市公式ホームページに掲載します。

(3) 応募方法

次の書類について、正本1部、副本1部をそれぞれファイルに綴じて、応募受付期間内（必着）に企画部市民総合交流拠点施設建設担当宛てに郵送又は持参してください。なお、副本は正本のコピーとし、各証明書のコピーの提出は不要です。

提出書類	正本 (1部)	副本 (1部)
【様式2】 昭島市民総合交流拠点施設ネーミングライツ・パートナー応募申込書	○	○
【様式3】 団体の概要書	○	○
【様式4】 ネーミングライツの応募に関する誓約書	○	○
団体概要（会社パンフレット等任意様式）	○	○
直近1か年の決算報告	○	○
印鑑証明書	※1	○
登記事項証明書（商業登記簿謄本等）	※1	○
法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人市民税（法人住民税）の納税証明書	※2	○

※1 提出日前3か月以内に発行されたものに限ります。

※2 納税を証明できる最新年のもの。

(4) 応募受付期間

令和7年7月25日（金）午後5時まで（必着）

(5) 応募書類の提出先

〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

昭島市企画部市民総合交流拠点施設建設担当

(6) 留意事項

- ① 応募にあたって必要な経費は全額応募者の負担とします。
- ② 応募書類等は返却しません。また、昭島市情報公開条例に基づき開示することができます。

6 ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権の付与

昭島市が設置する昭島市ネーミングライツ検討委員会において、提案された命名権料、ネーミングライツの期間、市内事業拠点の有無、愛称名の妥当性及び地域貢献の実績などの多角的な視点から、応募内容を総合的に判断し、適正なものであると判断する提案について順位を付すとともに、第1順位者にネーミングライツ・パートナーの優先交渉権を付与します。

(2) 応募者が1者の場合

応募者が1者のみの場合も、昭島市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、交渉権者とするかどうかを決定します。

(3) ヒアリングの実施

優先交渉権者の選定又は交渉権者の決定に当たり、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(4) 結果の公表

優先交渉権者の選定又は交渉権者の決定後、その結果を応募者に通知するとともに、市広報誌や市公式ホームページ等で公表します。

7 協定の締結

(1) 締結に係る協議

昭島市はネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者と、提案に基づき、協定の内容を協議し、協議が整った場合は、ネーミングライツに関する協定を締結します。

(2) 協議が整わない場合

お互いに誠意を持って協議したにもかかわらず合意に至らず、昭島市において合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権を付与された者との協議を打ち切り、第2順位者との協議を開始することができるものとします。また、以降この例により、順次、下位順位者と協議が開始できるものとします。

(3) 協定の継続

協定期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから協定継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、昭島市ネーミングライツ検討委員会が行います。

(4) 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難であると認められる場合には、昭島市において協定を解除することができるものとします。

8 ネーミングライツ・パートナーの公表、愛称の周知

ネーミングライツ・パートナーが正式に決定した後、法人名、施設の愛称、命名権料等について公表し、広く愛称の周知を図ります。

9 命名権料の使途

昭島市民総合交流拠点施設における施設管理運営経費に活用します。

10 問い合わせ先

昭島市企画部市民総合交流拠点施設建設担当（昭島市役所 5 階）

〒196-8511 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号

電話番号：042-544-5111（内線 2375）（土曜日、日曜日及び祝日の閉庁日を除く。）

e-mail アドレス：shisetsukensetsu@city.akishima.lg.jp

別表

施設利用者数の想定

機能等	年間利用者数（人）
201 会議室	2,300
202 会議室	5,800
203 会議室	1,900
3 階会議室	23,300
東部出張所（市支所）	25,600
地域包括支援センター	300
図書館分館	54,500
商工会	7,200
勤労市民共済会	1,800
カフェ	10,800
合計	133,500
1 日当たりの平均利用者数	372

※ フリースペースを除く。

質問書

(宛先) 昭島市長

法人名担当部署名担当者名連絡先（電話） — —メールアドレス

昭島市民総合交流拠点施設ネーミングライツ・パートナー募集について、次の内容を質問します。

番号	資料	頁	項目番	質問内容
1	<input type="checkbox"/> 募集要項 <input type="checkbox"/> その他 ()			
2	<input type="checkbox"/> 募集要項 <input type="checkbox"/> その他 ()			
3	<input type="checkbox"/> 募集要項 <input type="checkbox"/> その他 ()			
4	<input type="checkbox"/> 募集要項 <input type="checkbox"/> その他 ()			
5	<input type="checkbox"/> 募集要項 <input type="checkbox"/> その他 ()			

※ 欄が足りない場合は、欄を追加するか、別紙に記載し、添付してください。

提出先

昭島市企画部市民総合交流拠点施設建設担当

e-mail shisetsukensetsu@city.akishima.lg.jp

(提出期限 令和7年7月10日（木）午後5時まで)

昭島市民総合交流拠点施設ネーミングライツ・パートナー

応募申込書

(宛先) 昭島市長

所在地

法人名

代表者職・氏名

印

昭島市民総合交流拠点施設ネーミングライツ・パートナー募集要項に基づき、下記のとおり応募します。

記

提案するネーミングライツの対価（年額・消費税及び地方消費税を含む。）	_____ 円／（年額）
提案するネーミングライツの期間	_____ 年
希望する愛称 （「イーストテラス」の使用は必須）	
上記愛称の理由など	
応募動機	

団体の概要書

(応募日現在)

①	ふりがな 法人名				
②	法人住所、電話番号	〒		電話番号	
③	ふりがな 代表者氏名				
④	市内事業拠点の 名称、所在地、電話番号 開設年	名称 所在地		(年月開設) 電話番号	
⑤	法人設立年	年			
⑥	資本金等	円			
⑦	従業員数 (年月現在)	総数	名		
		内訳	役員数	名	
			従業員数(常勤)	名	
			従業員数(上記以外)	名	
⑧	沿革				
⑨	業務内容				
⑩	地域貢献の実績				
⑪	担当者連絡先	氏名		所属	
		電話番号		FAX番号	
		e-mail			

※ ④について代表的なものを1箇所記載してください。なお、市内事業拠点がない場合及び①・②と同じ場合は省略可能です。

※ ⑦について直近で把握している従業員数及び()内の年月を記載してください。

ネーミングライツの応募に関する誓約書

(宛先) 昭島市長

所在地

法人名

代表者職・氏名

印

昭島市民総合交流拠点施設ネーミングライツ・パートナーへ応募するにあたり、応募申込書及びその添付書類の内容が事実に相違ないこと、また、下記の事項にすべて該当していることを誓約します。

記

- 1 政治団体、宗教団体ではないこと。
- 2 市議会議員又は市長、副市長若しくは教育長が代表者その他の役員である団体ではないこと。
- 3 法令に違反している団体ではないこと。
- 4 国税及び地方税を滞納している団体ではないこと。
- 5 市から指名停止を受けている期間中の団体又は市から不利益処分を受けている団体ではないこと。
- 6 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続を受けている団体ではないこと。
- 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む団体ではないこと。
- 8 法人又は代表者、役員若しくは使用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員である者又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- 9 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売業又は業務提供誘因販売業を業として営む団体ではないこと。ただし、主として通信販売を業として営む団体で、同法第30条に規定する法人である場合を除く。
- 10 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む団体ではないこと。